

事 務 連 絡
令和3年3月19日

各地域型保育事業所設置者・施設長様

川崎市こども未来局保育事業部
保育第2課長

公定価格における土曜日閉所減算の取扱いについて（通知）

日頃から、本市の教育・保育行政に御協力をいただきありがとうございます。

さて、公定価格における土曜日閉所減算については、令和2年度より従来の常態的土曜日閉所減算から運用が変更となりましたので、本市におけるその取扱いについて次のとおり通知いたします。

1 土曜日閉所減算の要件と額の算定方法

(1) 調整の適用を受ける施設の要件

施設を利用する教育・保育給付認定子ども（以下「保育認定子ども」という。）について、土曜日（国民の祝日及び休日を除く。以下同じ。）に係る保育の利用希望が無いなどの理由により、当該月の土曜日に閉所する日がある施設に適用します。

また、開所していても保育の提供をしていない場合は、閉所しているものとして取り扱います。

また、他の特定教育・保育施設等との土曜日の共同保育（以下「共同保育」という。）を実施することにより、施設を利用する保育認定子どもの土曜日における保育が確保されている場合には、土曜日に開所しているものとして取り扱います。

(2) 調整額の算定方法

調整額は、適用される①基本分単価、②処遇改善等加算Ⅰ、⑤の2障害児保育加算、⑤の3夜間保育加算及び⑥の3管理者を設置していない場合減算の額の合計に、地域区分等及び閉所日数（当該月の土曜日のうち閉所する日の数をいう。）に応じた調整率を乗じて得た額とします。（算定して得た額に10円未満の端数がある場合は切り捨てる。）

事業類型	定員区分	閉所した日数	減算（調整率）
小規模保育事業A型	6人から	1日	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3管理者を設置していない場合) × 2 / 100
		2日	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3管理者を設置していない場合) × 3 / 100
		3日以上	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3管理者を設置していない場合) × 5 / 100
		全て	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3管理者を設置していない場合) × 6 / 100
小規模保育事業B型	6人から12人まで	1日	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3管理者を設置していない場合) × 2 / 100
		2日	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3管理者を設置していない場合) × 4 / 100
		3日以上	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3管理者を設置していない場合) × 6 / 100
		全て	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3管理者を設置していない場合) × 9 / 100
	13人から19人まで	1日	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3管理者を設置していない場合) × 2 / 100
		2日	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3管理者を設置していない場合) × 4 / 100
		3日以上	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3管理者を設置していない場合) × 7 / 100
		全て	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3管理者を設置していない場合) × 9 / 100
小規模保育事業C型		1日	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑦の2障害児保育加算-⑧の3管理者を設置していない場合) × 2 / 100
		2日	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑦の2障害児保育加算-⑧の3管理者を設置していない場合) × 4 / 100
		3日以上	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑦の2障害児保育加算-⑧の3管理者を設置していない場合) × 6 / 100
		全て	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑦の2障害児保育加算-⑧の3管理者を設置していない場合) × 8 / 100
家庭的保育事業	保育標準時間認定	1日	1,270
		2日	2,550
		3日以上	3,820
		全て	5,090
	保育短時間認定	1日	1,040
		2日	2,080
		3日以上	3,130
		全て	4,170

事業所内保育事業 小規模A型基準	5人まで	1日	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 1 / 100
		2日	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 3 / 100
		3日以上	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 4 / 100
		全て	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 5 / 100
	6人から19人まで	1日	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 2 / 100
		2日	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 3 / 100
		3日以上	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 5 / 100
		全て	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 6 / 100
事業所内保育事業 小規模B型基準	5人まで	1日	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 2 / 100
		2日	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 4 / 100
		3日以上	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 5 / 100
		全て	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 7 / 100
	6人から12人まで	1日	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 2 / 100
		2日	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 4 / 100
		3日以上	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 6 / 100
		全て	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 9 / 100
	13人から19人まで	1日	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 2 / 100
		2日	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 4 / 100
		3日以上	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 7 / 100
		全て	(①基本分単価+②処遇改善等加算Ⅰ+⑤の2 障害児保育加算+⑤の3夜間保育加算-⑥の3 管理者を設置していない場合) × 9 / 100

※令和3年1月時点での単価で記載してあります

2 土曜日閉所減算の本市における取扱いについて

(1) 上記1の(1)と(2)で閉所する日を算定する当該月の土曜日には、本市において原則、特定教育・保育の提供を行う日としていない国民の祝日及び休日のほか、年末年始(12月29日～1月3日)を除くものとします。

(2) 上記1の(1)のとおり、開所していても保育の提供をしていない場合は、閉所しているものとして取り扱います。ただし、事前には保育の利用希望があったものの、施設を利用する保育認定子どもの全てが当日にキャンセルをしたことにより、保育の提供をしていない場合等は土曜日閉所減算の対象とはしません。当日キャンセルについては、開所扱いとなりますが、保護者が申し込みを行ったことが分かる書類や保育士等の出勤記録など開所したことがわかる書類を指導監督等を通じて確認いたします。

なお、ここでいう保育の提供には、土曜日に運動会や遠足、入園式や卒園式など保育認定子どもの参加を前提とした行事を行った場合を含むものとします。ただし、保護者会、説明会等、保育認定子どもの参加を前提としていない行事の場合には、保育の提供とは言えないため、対象外とします。

また、台風の接近等により、本市を含む首都圏において鉄道等の計画運休が実施された場合や当該保育所のある地域において、警戒レベル4以上の避難情報等が発令されたことにより、閉所した場合には、開所したものとして取り扱います。

(3) 市加算運営費の週40時間勤務保障保育士雇用費について、土曜日の開所を前提とした加算であることから、その月全ての土曜日を閉所とした場合は、当該月は本加算についても対象外となります。

3 土曜日閉所減算の遡及計算の開始時期について

土曜日閉所減算の遡及計算については、本市給付費支払システム及び請求ソフトの改修が完了しましたので、減算に該当する場合には、令和3年3月の請求で必ず精算してください。

また、令和2年4月10日から6月30日までの取扱いにつきましては、開所・閉所に関わらず、減算しないものといたしますので、土曜に閉所する日数の入力は不要です。

(保育第2課)

電 話 044-200-3128

E-mail 45hoiku2@city.kawasaki.jp